

公立大学法人宮崎公立大学業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、宮崎市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成23年宮崎市規則第13号）第2条に規定する事項を定め、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）の業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、公立大学法人宮崎公立大学定款（以下「定款」という。）第24条に規定する業務（以下「業務」という。）の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 法人は、業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができるものとする。

(その他)

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、宮崎公立大学事務組合管理者の認可があった日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、宮崎市長の認可があった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。